

## 学校と明石こどもセンターとの連携について

本年4月に明石こどもセンター(児童相談所)が開設されました。ついては、今後、虐待等について、早期発見・早期対応を図るため、学校と明石こどもセンターが、以下のように連携し、より早いこども支援の実施を図っています。

### 1 通報ルールの確立

校長、担任、SSW等が「気付き」を得た児童生徒について、チェックリストとの照合を行い、躊躇することなく、学校から明石こどもセンターへの通報等を確実にを行う体制を整え、運用を開始しています。

#### (1) 児童虐待チェックリストの作成

校長、教頭や担任等の主観によらず、客観的に児童虐待の可能性を把握するチェックリストを作成。

#### (2) 通報ルールの確立

##### ① 「チェックリストの項目に該当する児童生徒」の場合

・明石こどもセンターへ情報提供(通報)するとともに、児童生徒支援課に報告することを学校に義務付け。

##### ② 「いずれの項目にも該当しない児童生徒」の場合

・何か気になる状況があれば、学校から児童生徒支援課に相談。

### 2 学校・児童生徒支援課と明石こどもセンターとの情報共有

#### (1) 児童生徒支援課と明石こどもセンターとの情報共有

・チェックリストに該当した児童について、随時情報共有。  
・その他、現在と同様にこどもすこやかネットの枠組みを利用し、関係機関どうしの情報交換を定期的実施(毎月1回程度)。

#### (2) 学校と明石こどもセンターとの情報交換

・学校と明石こどもセンターとは、当該児童生徒の支援に際し、臨時実務者会議や児童状況確認票等を活用し、互いに情報共有・連携。

### 3 教職員研修の実施

新規採用教職員をはじめ教職員に対し、児童虐待対応や市の子育て支援施策等の研修をあかし教育研修センターと企画し実施しています。

### 4 確実な支援

#### (1) 一時保護された児童生徒への支援

・一時保護された児童生徒について、その児童生徒の特性や状況を学校と明石こどもセンターが情報交換し、保護中も家庭復帰後も支障なく生活できるよう連携支援。  
・一時保護中も児童生徒の生活をなるべく変えないよう従前の学校への通学について、学校

と明石こどもセンターとが連携しながら支援。通学については、学校で十分配慮の上、明石こどもセンターが児童生徒を送迎。

(2) 相談窓口の設置

- ・チェックリストのいずれの項目にも該当しないものの、学校現場として気になる児童生徒への対応等に係る相談窓口を、児童生徒支援課に設置(従前から継続)。

(3) 専門スタッフの活用

- ・教育的な支援が必要と判断された場合、あるいは学校現場から相談があった場合、児童生徒支援課は、必要に応じてSCやSSWによる当該児童生徒への支援を学校とともに実施。
- ・緊急性を要する場合などは、SCやSSWから明石こどもセンターに通報。